

平成31年4月11日（木）  
徳茂雅之議員（自民）

参・法務委員会  
対法務当局（民事局）

1問 今回の改正により、これまでの目的規定に代わり、使命規定を創設する意義について、法務当局に問う。

（答）

## 1 現状

現行の司法書士法第1条及び土地家屋調査士法第1条は、昭和53年の法改正の際に新設されたもので、それぞれの法律自体の「目的」を定める規定であった。

しかし、近年、司法書士・土地家屋調査士は、その業務内容の拡大に伴い（注1），以前にも増して、我が国社会において専門家として重要な役割を果たすようになってきている。

また、最近では、所有者不明土地問題の解決等のため登記制度の適正化が重要な課題となっており（注2），このような各種の課題解決に当たって専門家として果たすべき職責は極めて重くなっているといえる。

## 2 改正法案の趣旨

このような状況に照らすと、司法書士・土地家屋調査士が、我が国社会において専門家として認知されていることを前提に、その使命を明らかにする規定を設けることで、個々の司法書士・土地家屋調査士がその使命をより一層自覚してその職責を果たしていくことを期待することは、極めて重要であると考えられる。

このような観点から、司法書士法・土地家屋調査士法の冒頭において、「目的規定」を改め、それぞれ専門家としての使命を宣言する「使命規定」を設けることとしたものである。

### (注1) 司法書士・土地家屋調査士の業務範囲の拡大

- ① 司法書士の業務範囲については、簡裁訴訟代理等関係業務や成年後見・財産管理業務への関与が大幅に増加するなど業務範囲が拡大しており、また、その活動範囲も広域化してきている。
- ② 土地家屋調査士の業務範囲については、民間紛争解決手続代理関係業務や地図作成・地籍調査等の分野において活躍の場が拡大しており、また、その活動範囲も広域化してきている。
- ③ 司法書士及び土地家屋調査士は、共に、空家問題・所有者不明土地問題への対応、自然災害における復興支援等に、専門家として参画するなどしている。

### (注2) 所有者不明土地問題の解決のための関与

- ① 司法書士については、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）に基づき、登記官が起業者その他の公共の利益となる事業を実施しようとする者からの求めに応じてする所有権の登記名義人に係る死亡の事実の有無の調査及び所有権の登記名義人となり得る者の探索に関し、法務局からの委託を受け、その調査等の業務を実施している。
- ② 土地家屋調査士については、経済財政運営と改革の基本方針2018において、「変則的な登記の解消を図るため、必要となる法案の次期通常国会への提出を目指す」ことが明記され、これに基づき、法務省は「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律案」を提出しているところ、この法案で創設される所有者等探索委員の主要な担い手として活躍が期待されている。

### (参考) 使命規定を定めている他の士業の例

- 公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）  
(公認会計士の使命)

第一条 公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保するこ

とにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする。

○弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）

（弁護士の使命）

第一条 弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする。

2 (略)

○税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）

（税理士の使命）

第一条 税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

○弁理士法（平成十二年法律第四十九号）

（弁理士の使命）

第一条 弁理士は、知的財産（知的財産基本法（平成十四年法律第二百二十二号）第二条第一項に規定する知的財産をいう。以下この条において同じ。）に関する専門家として、知的財産権（同条第二項に規定する知的財産権をいう。）の適正な保護及び利用の促進その他の知的財産に係る制度の適正な運用に寄与し、もって経済及び産業の発展に資することを使命とする。

（参照条文）

○新司法書士法

改正法	現行法
<p><u>（司法書士の使命）</u></p> <p><u>第一条 司法書士は、この法律の定めるところによりその業務とする登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利</u></p>	<p><u>（目的）</u></p> <p><u>第一条 この法律は、司法書士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、登記、供託及び訴訟等に関する手続の適正かつ円滑</u></p>

<u>を擁護し、もつて自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とする。</u>	<u>な実施に資し、もつて国民の権利の保護に寄与することを目的とする。</u>
---	---

## ○新土地家屋調査士法

改正法	現行法
<p><u>(土地家屋調査士の使命)</u></p> <p><u>第一条 土地家屋調査士(以下「調査士」という。)は、不動産の表示に関する登記及び土地の筆界(不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)第百二十三条第一号に規定する筆界をいう。第三条第一項第七号及び第二十五条第二項において同じ。)を明らかにする業務の専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与し、もつて国民生活の安定と向上に資することを使命とする。</u></p>	<p><u>(目的)</u></p> <p><u>第一条 この法律は、土地家屋調査士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、不動産の表示に関する登記手続の円滑な実施に資し、もつて不動産に係る国民の権利の明確化に寄与することを目的とする。</u></p>

平成31年4月11日（木）  
徳茂雅之議員（自民）

参・法務委員会  
対法務当局（民事局）

2問 使命規定の創設により、これまでの目的規定から、司法書士や土地家屋調査士の業務に実質的な変更があるのか、法務当局に問う。

（答）

1 司法書士について

改正法案による改正後の司法書士法第1条においては、飽くまでも「この法律（司法書士法）の定めるところによりその業務とする」との限定を付している。したがって、司法書士法に基づいて定められる司法書士の業務範囲については、変更が生じないこととされている。

2 土地家屋調査士について

また、改正法案による改正後の土地家屋調査士法第1条においても、「不動産の表示に関する登記」及び不動産登記法第123条第1号に規定する筆界を明らかにする業務の専門家としており、土地家屋調査士法に基づいて定められる土地家屋調査士の業務範囲について、変更は生じないこととされている。

3 したがって、使命規定の創設によって、司法書士及び土地家屋調査士の業務の範囲などに関して実質的な変更が生じるものではない。

（参照条文）

○新司法書士法

改正法	現行法
<u>（司法書士の使命）</u>	<u>（目的）</u>
<u>第一条 司法書士は、この法律の定めるところによりその業務とする登記、供託、訴訟その他の法律</u>	<u>第一条 この法律は、司法書士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、登記、供託及び訴</u>

<p><u>事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もつて自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とする。</u></p>	<p><u>訟等に関する手続の適正かつ円滑な実施に資し、もつて国民の権利の保護に寄与することを目的とする。</u></p>
---	---

## ○新土地家屋調査士法

改正法	現行法
<p><u>(土地家屋調査士の使命)</u></p> <p><u>第一条 土地家屋調査士(以下「調査士」という。)は、不動産の表示に関する登記及び土地の筆界(不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)第百二十三条第一号に規定する筆界をいう。第三条第一項第七号及び第二十五条第二項において同じ。)を明らかにする業務の専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与し、もつて国民生活の安定と向上に資することを使命とする。</u></p>	<p><u>(目的)</u></p> <p><u>第一条 この法律は、土地家屋調査士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、不動産の表示に関する登記手続の円滑な実施に資し、もつて不動産に係る国民の権利の明確化に寄与することを目的とする。</u></p>

3 問 司法書士法人及び土地家屋調査士法人について、これまで一人法人が認められていなかった理由及び今回の改正により一人法人を認めるに至った理由は何か、法務当局に問う。

（答）

### 1 改正法案の概要

（御指摘のとおり、）改正法案では、これまで社員が二人以上いなければ設立・存続することができなかつた司法書士法人・土地家屋調査士法人について、社員が一人であっても設立することができることとし、また、二人以上の社員がいた法人の社員が一人となつた場合であつても、引き続き法人として存続することができることとしている（新司法書士法第32条第1項、第44条第1項第7号、新土地家屋調査士法第31条第1項、第39条第1項第7号）（注1）。

### 2 これまで一人法人が認められていなかつた理由

司法書士・土地家屋調査士に法人化を認める制度は、平成14年の司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律（平成14年法律第33号）によって導入されたが、その当時は、一人法人の設立・存続を認める必要性に乏しいと判断されたため、これを許容することとはしなかつたものである（注2）（注3）。

### 3 近年の実態

しかしながら、近年では、例えば、親と子の二人が社員となつて司法書士法人・土地家屋調査士法人を設立・運営していた場合に、その親が死亡したときには、新たに司法書士・土地家屋調査士を社員として加入させない限り、法人を清算しなければならなくなるといった事態が生ずるなど、一人法人の存続を許容しないために法人制度の利便性が損なわれて

いるという指摘がされている（注4）。

また、法人化により、経営・収支状況等の透明性が確保され、国や公共団体が行う競争入札に参加しやすくなる（注5）といった利点が指摘されるなど、司法書士や土地家屋調査士の業務の拡大（注6）に伴い、一人法人の設立等についてのニーズも高まっているものと考えられる。

#### 4 改正法案の概要

そこで、改正法案では、社員が一人である司法書士法人・土地家屋調査士法人の設立・存続を認めることとしたものである（注7）。

（注1） 現行法では、司法書士法人を設立する際は、社員となろうとする司法書士が共同して定款を定めなければならぬとし、一人法人の設立を認めていない（司法書士法第32条第1項、土地家屋調査士法第31条第1項）。また、複数いた社員が一人となり、引き続き6月間その社員が二人以上とならなかつたことを法人の解散原因とし、一人法人の存続も認めていない（司法書士法第44条第2項、土地家屋調査士法第39条第2項）。

（注2） 弁護士法人制度は、平成13年、弁護士法の一部を改正する法律（平成13年法律第41号）によって導入されたが、その当時から、社員が一人の法人の設立・存続が認められた。これは、その当時から、弁護士事務所のおよそ半数が、一人の社員弁護士が、複数の勤務弁護士を雇用するという形態であり、一人法人の設立・存続に対するニーズが高かつたためである。

（注3） 平成14年4月23日参・法務委井上哲士君（共産）に対する  
当局答弁

○政府参考人（房村精一君） 専門資格者の事務所を法人化するとい  
うのは、複数の資格者が協働して利用者に良質で多様なサービスを

提供するということを可能にすることを主な目的としております。そういうことからしますと、その設立には本来、二人以上の社員が必要ということが考え方としては自然でありまして、実際にも、監査法人は五人以上、それから特許業務法人、税理士法人はそれぞれ二人以上の社員を必要としております。

御指摘の弁護士法人は一人法人が認められておりますが、専門資格者の法人化の中では、言わば弁護士法人はかえって逆に例外ということでございまして、この弁護士法人になぜ一人法人が認められたかということにつきましては、弁護士事務所の形態の特殊性、すなわち一人の経営弁護士が数名の勤務弁護士を雇用する、いわゆる親弁型事務所が多数あると、そしてこの親弁型事務所についても将来の協働化等をにらんで法人化を認める必要があるということから、特に一人法人が認められたという具合に聞いております。

その点、司法書士等につきましては、他の特許業務法人あるいは税理士法人と同じように、弁護士のような特殊事情が認められないということもありまして、原則に戻りまして、二人以上の社員を要するということにしたわけでございます。

将来、この点をどうするかということについては、今後の司法書士事務所の在り方等を踏まえて検討していきたいと考えております。

(注4) 平成25年度から平成29年度までの間に解散した司法書士法人のうち、社員が一人となってから6月以上が経過した後に解散した法人の割合は35.87%である。

(注5) 法人化により、個人と法人の財産が明確に分離されることなどにより経営・収支状況等の透明性が確保され、受託業務の履行の確実性を客観的に示すことが可能となるなど受託事業者としての信頼性が高まることにより、競争入札に参加しやすくなるとの指摘がある。

(注6) 近時、司法書士の業務として拡大しているものとして、官公

署が行う所有者不明土地や空き家についての相続人調査業務の受託などが挙げられる。

(注7) 改正法案では、社員が一人の法人の存続を認める反面、社員が欠亡した法人を存続させることは適當ではないため、法人の社員が欠亡したことを法人の解散原因として追加する改正をしている(新司法書士法第44条第1項第7号、新土地家屋調査士法第39条第1項第7号)。

また、今後、唯一の社員が欠けて法人が解散するという事態が増加すると考えられるところ、その依頼者保護等を図るため、解散した法人の清算人は、新たな社員を加入させ、その法人を継続することができることとする規定も新設している(新司法書士法第44条の2、新土地家屋調査士法第39条の2)。

(参考) 一人法人を許容している他の士業法

- ①弁護士法(昭和24年法律第205号)
- ②社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)

(参照条文)

○新司法書士法

改正法	現行法
(設立の手続) 第三十二条 司法書士法人を設立するには、その社員となろうとする司法書士が、定款を定めなければならない。 2・3 (略)	(設立の手続) 第三十二条 司法書士法人を設立するには、その社員となろうとする司法書士が、 <u>共同して</u> 定款を定めなければならない。 2・3 (同上)
(解散) 第四十四条 (略)	(解散) 第四十四条 (同上)

<p>一～六 (略)</p> <p>七 <u>社員の欠亡</u> (削る)</p> <p><u>2 司法書士法人は、前項第三号</u> の事由以外の事由により解散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を、主たる事務所の所在地の司法書士会及び日本司法書士会連合会に届け出なければならない。</p> <p><u>3 (略)</u></p>	<p>一～六 (同上)</p> <p>(新設)</p> <p><u>2 司法書士法人は、前項の規定</u> による場合のほか、社員が一人になり、そのなつた日から引き続き六月間その社員が二人以上にならなかつた場合においても、その六月を経過した時に解散する。</p> <p><u>3 司法書士法人は、第一項第三号</u> の事由以外の事由により解散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を、主たる事務所の所在地の司法書士会及び日本司法書士会連合会に届け出なければならない。</p> <p><u>4 (同上)</u></p>
<p><u>(司法書士法人の継続)</u></p> <p><u>第四十四条の二 司法書士法人の</u> <u>清算人は、社員の死亡により前条</u> <u>第一項第七号に該当するに至つた</u> <u>場合に限り、当該社員の相続人(第</u> <u>四十六条第三項において準用する</u> <u>会社法第六百七十五条において準</u> <u>用する同法第六百八条第五項の規</u> <u>定により社員の権利を行使する者</u> <u>が定められている場合にはその者)</u> <u>の同意を得て、新たに社員を加入</u> <u>させて司法書士法人を継続するこ</u> <u>とができる。</u></p>	<p>(新設)</p>

○新土地家屋調査士法

改正法	現行法
(設立の手続) 第三十一条 調査士法人を設立するには、その社員となろうとする調査士が、定款を定めなければならぬ。 2・3 (略)	(設立の手続) 第三十一条 調査士法人を設立するには、その社員となろうとする調査士が、 <u>共同して</u> 定款を定めなければならぬ。 2・3 (同上)
(解散) 第三十九条 (略) 一～六 (略) <u>七 社員の欠亡</u> (削る)	(解散) 第三十九条 (同上) 一～六 (同上) (新設) <u>2 調査士法人は、前項の規定による場合のほか、社員が一人になり、そのなつた日から引き続き六月間その社員が二人以上にならなかつた場合においても、その六月を経過した時に解散する。</u> <u>3 調査士法人は、第一項第三号の事由以外の事由により解散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を、主たる事務所の所在地の調査士会及び調査士会連合会に届け出なければならない。</u> 4 (同上)
(調査士法人の継続) <u>第三十九条の二 調査士法人の清算人は、社員の死亡により前条第一項第七号に該当するに至つた場</u>	(新設)

合に限り、当該社員の相続人（第  
四十一一条第三項において準用する  
会社法第六百七十五条において準  
用する同法第六百八条第五項の規  
定により社員の権利を行使する者  
が定められている場合にはその者）  
の同意を得て、新たに社員を加入  
させて調査士法人を継続するこ  
ができる。

○弁護士法（平成二十四年法律第二百五号）

（設立の手続）

第三十条の八 弁護士法人を設立するには、その社員になろうとする弁  
護士が、定款を定めなければならない。

2 3 略

（解散）

第三十条の二十三 弁護士法人は、次に掲げる理由によって解散する。

一～六 略

七 社員の欠亡

2 略

○社会保険労務士法（平成43年法律第89号）

（設立の手続）

第二十五条の十一 社会保険労務士法人を設立するには、その社員にな  
ろうとする社会保険労務士が、定款を定めなければならない。

2 略

（解散）

第二十五条の二十二 社会保険労務士法人は、次に掲げる理由によって  
解散する。

一～六 略

## 七 社員の欠亡

### 2 略

平成31年4月11日（木）  
徳茂雅之議員（自民）

参・法務委員会  
対法務当局（民事局）

4問 司法書士及び土地家屋調査士の懲戒権者を法務大臣とする理由は何か、法務当局に問う。

（答）

1 現行法の規定及び趣旨

国家資格を与えた者に対する懲戒権の行使は、原則的には、公権力の行使として、国の機関が行うこととなるところ、現行の司法書士法・土地家屋調査士法は、司法書士及び司法書士法人並びに土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人に対する懲戒権者を管轄法務局長としている。

これは、従来、司法書士・土地家屋調査士の業務の中心が登記等の法務局における事務であったことから、懲戒事由の発生を最もよく知り得る管轄法務局長に懲戒権限を持たせたものとされている（注1）。

2 近年の懲戒処分の実態

もっとも、近年、司法書士・土地家屋調査士の業務内容が拡大していることや、活動領域が広域化していること（注2）に伴い、管轄法務局長が懲戒事由の発生をよく知り得るとまではいえない状況が生まれている（注3）。

また、司法書士・土地家屋調査士の業務内容が拡大していることに伴い、ある行為が懲戒事由に該当するかどうかの法的判断や処分の量定を行うことに困難を伴う例も増えてきている。

3 改正法案の概要

そこで、改正法案において、懲戒権者を管轄法務局長から法務大臣に変更することとしたものである。

（注1）平成14年4月18日福島瑞穂君（社民）に対する当局答弁

○政府参考人（房村精一君） 司法書士、土地家屋調査士というような国家資格を与えた者に対する懲戒権の行使というのは、これは公権力の行使でございます。したがいまして、公権力の行使を国の機関が行うというのが原則でございます。

これは、他の例えば税理士であるとか弁理士であるとか、そういう国の専門資格については共通の性格でございます。ただいま御指摘を受けております弁護士法が弁護士自治を認めて、いわゆる国の懲戒の下に服さないというのがある意味では唯一の例外ではないかと思っております。

そういう点で、今回考えました司法書士及び土地家屋調査士につきましても、公権力の行使である懲戒をいかなる者に行使させるのが最も適切であるかという観点から検討を加えたものでございまして、そういう点でいえば、やはり従来から最も司法書士、土地家屋調査士の実情に明るい法務局の法務局長あるいは地方法務局長にその懲戒権の行使をゆだねるのは国の公権力の行使という観点からは最も適切であると、こういうことでございます。

（注2）司法書士・土地家屋調査士の業務範囲の拡大や活動領域の広域化

- ① 司法書士の業務範囲については、簡裁訴訟代理等関係業務や成年後見・財産管理業務への関与が大幅に増加するなど業務範囲が拡大しており、また、その活動範囲も広域化してきている。
- ② 土地家屋調査士の業務範囲については、民間紛争解決手続代理関係業務や地図作成・地籍調査等の分野において活躍の場が拡大しており、また、その活動範囲も広域化してきている。
- ③ 司法書士及び土地家屋調査士は、共に、空家問題・所有者不明土地問題への対応、自然災害における復興支援等に、専門家として参画するなどしている。

（注3）事実の調査の権限については、省令に基づく委任によって、法務局又は地方法務局の長が行使することも可能とする予定であるところ、法務局又は地方法務局の長は、懲戒事由の発生について最もよく

知り得るとまでいえないとしても、依然として、懲戒処分の対象となる司法書士又は土地家屋調査士の事務所との地理的な近接性等に照らし、事実の調査を行うのに適している場合があり得ると考えられる。

(参照条文)

○新司法書士法

改正法	現行法
<p>(司法書士に対する懲戒)</p> <p>第四十七条 司法書士がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、<u>法務大臣</u>は、当該司法書士に対し、次に掲げる処分をすることができる。</p> <p>一 戒告 二 二年以内の業務の停止 三 業務の禁止</p>	<p>(司法書士に対する懲戒)</p> <p>第四十七条 司法書士がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、<u>その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長</u>は、当該司法書士に対し、次に掲げる処分をすることができる。</p> <p>一 (同上) 二 (同上) 三 (同上)</p>
<p>(司法書士法人に対する懲戒)</p> <p>第四十八条 司法書士法人がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、<u>法務大臣</u>は、当該司法書士法人に対し、次に掲げる処分をすることができる。</p> <p>一 戒告 二 二年以内の業務の全部又は一部の停止 三 解散</p> <p><u>2 前項の規定による処分の手続に付された司法書士法人は、清算が結了した後においても、この章の規定の適用については、当該手続が結了するまで、なお存続する</u></p>	<p>(司法書士法人に対する懲戒)</p> <p>第四十八条 司法書士法人がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、<u>その主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長</u>は、当該司法書士法人に対し、次に掲げる処分をすることができる。</p> <p>一 (同上) 二 (同上) 三 (同上)</p> <p><u>2 司法書士法人がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、その従たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長 (前項に規定するものを除</u></p>

<p><u>ものとみなす。</u></p>	<p>く。) は、当該司法書士法人に対し、次に掲げる処分をすることができる。ただし、当該違反が当該従たる事務所に関するものであるとき有限る。</p> <p>一 戒告</p> <p>二 当該法務局又は地方法務局の管轄区域内にある当該司法書士法人の事務所についての二年以内の業務の全部又は一部の停止</p>
-----------------------	---

## ○新土地家屋調査士法

改正法	現行法
<p>(調査士に対する懲戒)</p> <p>第四十二条 調査士がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、<u>法務大臣</u>は、当該調査士に対し、次に掲げる処分をすることができる。</p> <p>一 戒告</p> <p>二 二年以内の業務の停止</p> <p>三 業務の禁止</p>	<p>(調査士に対する懲戒)</p> <p>第四十二条 調査士がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、<u>その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長</u>は、当該調査士に対し、次に掲げる処分をすることができる。</p> <p>一 (同上)</p> <p>二 (同上)</p> <p>三 (同上)</p>

<p>(調査士法人に対する懲戒)</p> <p>第四十三条 調査士法人がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、<u>法務大臣</u>は、当該調査士法人に対し、次に掲げる処分をすることができる。</p> <p>一 戒告</p> <p>二 二年以内の業務の全部又は一部の停止</p> <p>三 解散</p> <p>2 <u>前項の規定による処分の手続に付された調査士法人は、清算が結了した後においても、この章の規定の適用については、当該手続が結了するまで、なお存続するものとみなす。</u></p>	<p>(調査士法人に対する懲戒)</p> <p>第四十三条 調査士法人がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、<u>その主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長</u>は、当該調査士法人に対し、次に掲げる処分をすることができる。</p> <p>一 (同上)</p> <p>二 (同上)</p> <p>三 (同上)</p> <p>2 <u>調査士法人がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、その従たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長（前項に規定するものを除く。）は、当該調査士法人に対し、次に掲げる処分をすることができる。ただし、当該違反が当該従たる事務所に関するものであるとき</u>に限る。</p> <p>二 戒告</p> <p>二 <u>当該法務局又は地方法務局の管轄区域内にある当該調査士法人の事務所についての二年以内の業務の全部又は一部の停止</u></p>
---	--

平成31年4月11日（木）  
徳茂雅之議員（自民）

参・法務委員会  
対法務当局（民事局）

5問 司法書士及び土地家屋調査士が、空家問題や所有者不明土地問題について果たすべき役割について、法務当局に問う。

（答）

司法書士及び土地家屋調査士は、それぞれ、不動産登記のうち、権利の登記と表示の登記の専門家として、幅広く活躍をされており（注1），空き家問題や所有者不明土地問題等に関しても、重要な取組をされてきているものと承知している（注2）。

例えば、空き家問題に関して、司法書士及び土地家屋調査士は、それぞれの専門的な知見を活かし、市町村が設置する空家対策協議会の構成員として参画するなど、空き家対策の推進に積極的に協力しているところである。

また、所有者不明土地問題に関しては、司法書士は、これまで、相続登記の促進のための取組を法務局と連携して行ってきているほか、平成30年11月に一部施行された「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」に基づいて進められている長期間にわたり相続登記がされていない土地についての登記名義人となり得る者の調査の実施等に関しても、その主たる担い手となっている。

また、土地家屋調査士についても、これまで、相続登記の促進のための取組を法務局と連携して行ってきている。加えて、所有者不明土地対策の一環として、今国会に提出している「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律案」で創設することを予定している「所有者等探索委員」の主要な担い手としての活躍も期待されている。

このほか、経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日閣議決定）等の政府方針において、2020年

中に所有者不明土地問題の解決に向けた民法、不動産登記法の見直しを行うこととされているが、この検討の過程においても、司法書士及び土地家屋調査士は、不動産登記の専門家として、積極的に検討に参画され、有益な御提言をいただけるものと期待しているところである。

#### （注1）司法書士・土地家屋調査士の業務範囲の拡大

- ① 司法書士の業務範囲については、簡裁訴訟代理等関係業務や成年後見・財産管理業務への関与が大幅に増加するなど業務範囲が拡大しており、また、その活動範囲も広域化してきている。
- ② 土地家屋調査士の業務範囲については、民間紛争解決手続代理関係業務や地図作成・地籍調査等の分野において活躍の場が拡大しており、また、その活動範囲も広域化してきている。
- ③ 司法書士及び土地家屋調査士は、共に、空家問題・所有者不明土地問題への対応、自然災害における復興支援等に、専門家として参画するなどしている。

#### （注2）所有者不明土地問題の解決のための関与

- ① 司法書士については、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）に基づき、登記官が起業者その他の公共の利益となる事業を実施しようとする者からの求めに応じてする所有権の登記名義人に係る死亡の事実の有無の調査及び所有権の登記名義人となり得る者の探索に関し、法務局からの委託を受け、その調査等の業務を実施している。
- ② 土地家屋調査士については、経済財政運営と改革の基本方針2018において、「変則的な登記の解消を図るため、必要となる法案の次期通常国会への提出を目指す」ことが明記され、これに基づき、法務省は「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律案」を提出しているところ、この法案で創設される所有者等探索委員の主要な担い手として活躍が期待されている。

平成31年4月11日（木）  
徳茂雅之議員（自民）

参・法務委員会  
対法務当局（民事局）

6問 土地家屋調査士法改正法案の第1条の使命規定に、「土地の筆界を明らかにする」という文言が追加された理由は何か、法務当局に問う。

（答）

- 1 改正法案による改正後の土地家屋調査士法第1条では、土地家屋調査士について、不動産登記法第123条第1号に規定する土地の筆界を明らかにする業務の専門家としての使命を明確にしている。これは、現行法第1条の目的規定には含まれていない業務に関するものである。
- 2 平成17年の不動産登記法の改正により、筆界特定制度が創設され、土地家屋調査士は、その手続の代理人として主体的に関与いただいているほか、筆界調査委員の主たる扱い手ともなっていただいている。

また、近年重要性を増している不動産登記法第14条第1項の地図の作成作業（注）においても、土地家屋調査士にはご活躍をいただいている。

このような背景を踏まえ、今般の改正法案においては、土地家屋調査士について、土地の筆界を明らかにする業務の専門家であることを使命規定に盛り込んだものである。

（注） 内閣に設置された都市再生本部において、平成15年6月に「民活と各省連携による地図整備の推進」と題する方針が示され、都市再生の円滑な推進のため、国において、全国の都市部における登記所備付地図の整備事業を強力に推進することとされた。この方針を受けて、法務省においては、都市部における登記所備付地図作成作業を計画的に進めてきており、平成16年度から平成29年度末までに206平方キロメートルの地図を整備している。

## ○新土地家屋調査士法

改正法	現行法
<p><u>(土地家屋調査士の使命)</u></p> <p><u>第一条 土地家屋調査士(以下「調査士」という。)は、不動産の表示に関する登記及び土地の筆界</u> <u>(不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)第百二十三条第一号に規定する筆界をいう。第三条第一項第七号及び第二十五条第二項において同じ。)を明らかにする業務の専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与し、もつて国民生活の安定と向上に資することを使命とする。</u></p>	<p><u>(目的)</u></p> <p><u>第一条 この法律は、土地家屋調査士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、不動産の表示に関する登記手続の円滑な実施に資し、もつて不動産に係る国民の権利の明確化に寄与することを目的とする。</u></p>

(対大臣・副大臣・政務官)  
4月11日(木)参・法務委

民事局 作成  
徳茂 雅之 議員(自民)

7問 成年後見などの今日的課題に対応するため、各士業者間の連携を深めていくことが重要と考えるが、法務大臣の所見を問う。

### 〔認識〕

委員が御指摘のとおり、我が国社会は、現在、高齢化社会の進展等に伴い、成年後見制度の普及・促進といった課題のほか、所有者不明土地問題など様々な現代的な課題に直面しているものと認識している。

### 〔所見〕

そして、このような各種の課題を解決していくためには、行政がその役割を果たすことにとどまらず、各専門職者が、相互連携を深めつつ、それぞれの専門性を遺憾なく發揮してこれらの課題の解決に当たることが重要であるものと認識している。

法務省としても、各専門職者の知見を活用しつつ、様々な課題の解決に取り組んでまいりたい。」

【責任者：民事局 村松民事第二課長 内線 ■ 携帯 ■】

(対大臣・副大臣・政務官)  
4月11日(木)参・法務委

民事局 作成  
小川 敏夫 議員(立憲)

1問 改正法案では、司法書士・土地家屋調査士に対する懲戒について、法務局又は地方法務局の長が行っていたものを法務大臣が行うこととしているが、「お上」が行っていることには変わりがない。むしろ、弁護士会の自治の仕組みを参考にしたり、重大な事案については第三者が入った機関が行うこととした方がよいのではないか、法務大臣に問う。

#### [改正法案の懲戒手続に関する改正の意義]

1 改正法案においては、司法書士・土地家屋調査士の業務内容の拡大、活動領域の広域化等の状況の変化を踏まえ、その懲戒権者を法務局又は地方法務局の長から法務大臣に改め、法務大臣が処分の量定等の判断を統一的に行うこととともに、戒告処分についても必要な時に聴聞を実施することとする等の措置を講じ、懲戒手続を適正・合理化することとしている。

#### [第三者が関与する仕組み等について]

2 委員御指摘のとおり、他の専門職に関する懲戒手続に関する仕組みとして、処分の対象となる者の所属する団体が懲戒処分を行うというもの(注1)や、有識者を含む機関のした決定に基づいて行うとい

うもの（注2）が存在することは承知しているが、まずは、改正法案に基づき、司法書士・土地家屋調査士等の懲戒手続については、日本司法書士会連合会及び日本土地家屋調査士会連合会とも意見交換をしながら、その適正・合理化が果たされるようしつかりと運用してまいる所存である。

（注1）弁護士法においては、「懲戒は、その弁護士又は弁護士法人の所属弁護士会が、これを行う。」（第56条第2項）としており、所属団体が懲戒処分を行うこととされている。

（注2）税理士法においては、「財務大臣は、前二条の規定により税理士の懲戒処分をしようとするときは、国税審議会に諮り、その議決に基づいてしなければならない。」としており、懲戒権者である財務大臣が外部の有識者を含む審議会の議決に基づいて懲戒処分を行うこととされている。

#### （参考）参考条文

○ 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）

（懲戒事由及び懲戒権者）

第五十六条 弁護士及び弁護士法人は、この法律又は所属弁護士会若しくは日本弁護士連合会の会則に違反し、所属弁護士会の秩序又は信用を害し、その他職務の内外を問わずその品位を失うべき非行があつたときは、懲戒を受ける。

- 2 懲戒は、その弁護士又は弁護士法人の所属弁護士会が、これを行う。
- 3 弁護士会がその地域内に従たる法律事務所のみを有する弁護士法人に対して行う懲戒の事由は、その地域内にある従たる法律事務所に係るものに限る。

○ 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）

（脱税相談等をした場合の懲戒）

第四十五条 財務大臣は、税理士が、故意に、真正の事実に反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は第三十六条の規定に違反する行為をしたときは、二年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止の処分をすることができる。

2 財務大臣は、税理士が、相当の注意を怠り、前項に規定する行為をしたときは、戒告又は二年以内の税理士業務の停止の処分をすることができる。

（一般の懲戒）

第四十六条 財務大臣は、前条の規定に該当する場合を除くほか、税理士が、第三十三条の二第一項若しくは第二項の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたとき、又はこの法律若しくは国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したときは、第四十四条に規定する懲戒処分をすることができる。

（懲戒の手続等）

第四十七条 地方公共団体の長は、税理士について、地方税に関し前二条に規定する行為又は事実があると認めたときは、財務大臣に対し、当該税理士の氏名及び税理士事務所又は税理士法人の事務所の所在地並びにその行為又は事実を通知するものとする。

2 税理士会は、その会員について、前二条に規定する行為又は事実があると認めたときは、財務大臣に対し、当該会員の氏名及び税理士事務所又は税理士法人の事務所の所在地並びにその行為又は事実を通知しなければならない。

3 何人も、税理士について、前二条に規定する行為又は事実があると認めたときは、財務大臣に対し、当該税理士の氏名及びその行為又は事実を通知し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

4 財務大臣は、前二条の規定により税理士の懲戒処分をし

ようとするときは、国税審議会に諮り、その議決に基づいてしなければならない。当該懲戒処分に係る審査請求について、行政不服審査法第四十六条第一項の規定により裁決をしようとするときも、同様とする。

- 5 財務大臣は、前二条の規定により税理士の懲戒処分をするときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該税理士に通知しなければならない。】

【責任者：民事局 村松民事第二課長 内線 [REDACTED] 携帯 [REDACTED]】

更問 更に、司法書士・土地家屋調査士についても、弁護士と同じように懲戒についてその自治に委ねればよいのではないか、あるいは、第三者機関が関与した方がより適正な懲戒がされるのではないかと問われた場合

先に述べたとおり、まずは、改正法案に基づき、司法書士・土地家屋調査士等の懲戒手続についてはその適正・合理化が果たされるようにしっかりと運用することが重要であると認識している。

もっとも、懲戒手続の適切な実施は重要であるから、懲戒手続の実態・実情等に関する関係団体の意見や国民の声等も踏まえつつ、運用・制度の両面にわたって改善に努めてまいりたい。



(対大臣・副大臣・政務官)  
4月11日(木)参・法務委

民事局 作成  
小川 敏夫 議員(立憲)

2問 司法書士のこれまでの社会貢献の実績を踏まえると、司法書士が行うことのできる相談業務について、拡大することを検討すべきではないか、法務大臣に問う。

〔近年の司法書士の業務範囲の拡大について〕

1 近年、司法書士は、その業務内容の拡大に伴い、以前にも増して、社会において重要な役割を果たすようになってきている。

具体的には、平成14年の司法書士法の一部改正において、一定の研修を受講した上、能力を有するとして法務大臣の認定を受けたいわゆる「認定司法書士」については、簡易裁判所における訴訟代理等の権限が付与されることとなり（司法書士法第3条第2項），認定司法書士の数は、平成30年12月末時点で、約1万7000人となっている（注1）。

また、司法書士の成年後見・財産管理業務への関与も大幅に増加しており、平成29年に成年後見人に就任した者のうち、司法書士が占める割合は3割近くに及んでいる（注2）。



## 〔司法書士の社会貢献について〕

2 さらに、最近では、所有者不明土地問題の解決等のため登記制度の適正化が重要な課題となっており、昨年成立した所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）に基づく事業の実施に当たっては、相続人の探索に関する業務を担っていただいている。

このように、司法書士は、より一層、社会に貢献する主体として活躍されているものと認識している。

## 〔相談業務の拡大について〕

3 司法書士の相談業務の在り方については、様々な意見や議論があることは承知しているが、高齢化社会の進展など社会全体が大きく変化し、これに伴って司法書士を取り巻く状況にも大きな変化が生まれているという状況も踏まえ、引き続き、司法書士と関連他士業との相互連携の状況なども見定めながら、各専門職者がその専門性を發揮して我が国社会に貢献していくことができるよう、検討を深めてまいりたい（注3）。

（注1）認定司法書士の数  
平成30年12月末時点において、

認定司法書士の数：17,029人

司法書士の数：22,652人

司法書士法人の数：688法人

(注2) 平成29年に成年後見人に就任した者のうち士業者が占める割合

総件数・・・・3万5673件

司法書士・・・・27・98%

弁護士 ・・・ 22・33%

社会福祉士・・・12・36%

(注3) 日本司法支援センター(通称法テラス)においては、平成30年1月24日から、認知機能が十分でない高齢者・障害者を対象として弁護士・司法書士が出張して相談を行うアウトリーチ型の「特定援助対象者法律相談援助」を実施している。同援助については、平成31年3月27日現在で、合計676件の実施実績があるところ、このうち司法書士が実施したものは55件(約8.1%)である。(なお、同期間の一般的法律相談支援の全事件37万755件のうち司法書士が実施したものの割合が約1.8%(6,791件)であることと比べると、アウトリーチ型の特定援助対象者法律相談援助における司法書士の実施割合(前記約8.1%)が高いことが見て取れる。)

#### (参考) 参照条文

○ 司法書士法(昭和二十五年法律第百九十七号)

##### (業務)

第三条 司法書士は、この法律の定めるところにより、他人の依頼を受けて、次に掲げる事務を行うことを業とする。

- 一 登記又は供託に関する手続について代理すること。
- 二 法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第四号において同じ。)を作成すること。ただし、同号に掲げる事務を除く。

三 法務局又は地方法務局の長に対する登記又は供託に関する審査請求の手続について代理すること。

四 裁判所若しくは検察庁に提出する書類又は筆界特定の手続（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第六章第二節の規定による筆界特定の手続又は筆界特定の申請の却下に関する審査請求の手続をいう。第八号において同じ。）において法務局若しくは地方法務局に提出し若しくは提供する書類若しくは電磁的記録を作成すること。

五 前各号の事務について相談に応ずること。

六 簡易裁判所における次に掲げる手続について代理すること。ただし、上訴の提起（自ら代理人として手続に関与している事件の判決、決定又は命令に係るものを除く。）、再審及び強制執行に関する事項（亦に掲げる手続を除く。）については、代理することができない。

イ 民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定による手続（口に規定する手続及び訴えの提起前における証拠保全手続を除く。）であつて、訴訟の目的の価額が裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第三十三条第一項第一号に定める額を超えないもの

ロ 民事訴訟法第二百七十五条の規定による和解の手続又は同法第七編の規定による支払督促の手続であつて、請求の目的の価額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えないもの

ハ 民事訴訟法第二編第四章第七節の規定による訴えの提起前における証拠保全手続又は民事保全法（平成元年法律第九十一号）の規定による手続であつて、本案の訴訟の目的の価額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えないもの

ニ 民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）の規定による手続であつて、調停を求める事項の価額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えないもの

ホ 民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二章第二節第四款第二目の規定による少額訴訟債権執行の手続であつて、請求の価額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額

を超えないもの

七 民事に関する紛争（簡易裁判所における民事訴訟法の規定による訴訟手続の対象となるものに限る。）であつて紛争の目的の価額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えないものについて、相談に応じ、又は仲裁事件の手続若しくは裁判外の和解について代理すること。

八 筆界特定の手続であつて対象土地（不動産登記法第百二十三条第三号に規定する対象土地をいう。）の価額として法務省令で定める方法により算定される額の合計額の二分の一に相当する額に筆界特定によって通常得られることとなる利益の割合として法務省令で定める割合を乗じて得た額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えないものについて、相談に応じ、又は代理すること。

2 前項第六号から第八号までに規定する業務（以下「簡裁訴訟代理等関係業務」という。）は、次のいずれにも該当する司法書士に限り、行うことができる。

一 簡裁訴訟代理等関係業務について法務省令で定める法人が実施する研修であつて法務大臣が指定するものの課程を修了した者であること。

二 前号に規定する者の申請に基づき法務大臣が簡裁訴訟代理等関係業務を行うのに必要な能力を有すると認定した者であること。

三 司法書士会の会員であること。

3～8 (略)

【責任者：民事局 村松民事第二課長 内線 [REDACTED] 携帯 [REDACTED]】

(対大臣・副大臣・政務官)  
4月11日(木)参・法務委

民事局 作成  
小川 敏夫 議員(立憲)

3問 改正後の土地家屋調査士法第1条においては、「不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家として」と規定しているが、この規定があることにより、土地家屋調査士が既に行っている借地上の建物の朽廃の認定の業務や、将来新たに行うこととなる業務を制約することにはならないか、法務大臣に問う。

#### [土地家屋調査士法第1条の規定の意義]

1 改正法案による改正後の土地家屋調査士法第1条において、「不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家として」と規定しているのは、土地家屋調査士がこれらの業務をその本来的な業務としている専門家であることを明確にする趣旨であり、そのような専門性に基づいて、より幅広い分野でご活躍をいただくことを期待しているものである。

#### [土地家屋調査士の業務への影響について]

2 したがって、改正法案による改正後の土地家屋調査士法第1条の文言により、土地家屋調査士が、現在行っている業務を行うことができなくなるといったことや、将来新たな業務を行うことが制約されるといったことは生じないものと認識している。

(注) 建物の朽廃の認定業務について  
土地家屋調査士は、自然老朽化した建物の滅失登記をすることができる。

建物の朽廃とは、建物が偶然の事故によってではなく、物理的・社会的な耐用の限度を超えることによって建物としての効用を確定的に失うことをいうところ、滅失登記の場面のみならず、旧借地法において、建物所有を目的とする借地権について、賃貸期間満了前に建物が朽廃したときは、借地権が消滅する旨の規定があった等（同法第2条）、別の場面でも用いられている概念であり、朽廃に該当するか否かの判断に必要な専門知識は、登記以外の場面においても活用され得るものである。

このほか、災害対応の観点からは、被害市町村において、市町村職員と連携しつつ、家屋の被害認定調査を行い、さらには罹災証明についての相談補助なども行っている。

## (参考) 参照条文

### ○新土地家屋調査士法

改正法	現行法
<p><u>(土地家屋調査士の使命)</u></p> <p><u>第一条 土地家屋調査士（以下「調査士」という。）は、不動産の表示に関する登記及び土地の筆界（不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第二百二十三条第一号に規定する筆界をいう。第三条第一項第七号及び第二十五条第二項において同じ。）を明らかにする業務の専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与し、もつて国民生活の安定と向</u></p>	<p><u>（目的）</u></p> <p><u>第一条 この法律は、土地家屋調査士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、不動産の表示に関する登記手続の円滑な実施に資し、もつて不動産に係る国民の権利の明確化に寄与することを目的とする。</u></p>

上に資することを使命とする。

【責任者：民事局 村松民事第二課長 内線 [REDACTED] 携帯 [REDACTED]】

平成31年4月11日（木）  
伊藤 孝江議員（公明）

参・法務委員会  
対法務当局（民事局）

1問 照会に対する法務省の回答に、「本店移転の登記に限定していること」、「個別の事案において利用者からの依頼に基づき個別具体的なアドバイスをするものではない限りにおいて」司法書士法との関係で実施可能となるが、本店移転の登記に限定して可能な場合があるということか、法務当局に問う。

（答）

（委員ご指摘のとおり、）本件確認の求め（注1）に対する法務省の回答においては、株式会社の本店移転の登記の場合に限定して検討の上、回答を行ったものであり、このことは回答の文言においても明記しているところである。

すなわち、法務省としては、本件確認の求めのあった事業は、「株式会社の本店移転の登記」という特定の登記「に必要となる登記申請書、印鑑届書等を利用者が登記所に提出するためだけに作成する場合に限定されていること」を前提として確認した上で、さらに、「個別の事案において利用者からの依頼に基づき個別具体的なアドバイスをするようなものではない限りにおいて」との条件を付して、司法書士法との関係で実施可能であると回答したものである（注2）。

したがって、本店移転以外の登記については、法務省としては、事業実施の可否について、回答は行っていないものである。

（注1）本件確認の求めの内容

① ウェブサイトにおいて、株式会社の本店移転の登記手続に必要な書類を洗い出すための質問を用意し、利用者の判断で回答させ一義的な結果を表示し、利用者が入力した情報を自動的に登記関係書類として生成すること、

② その上で、この書類を代行印刷し、登録免許税として必要な額の収入印紙を同封し、利用者に送付することをサービス内容とする事業が、司法書士でない者が司法書士業務を行うことを禁止する司法書士法第73条第1項に違反しないことの確認を求めるというもの。

#### (注2) 法務省の回答（要約）

法務省の回答としては、まず、一般論として、事業者が、ウェブ上に、本店の移転の登記の申請をするのに必要な一定の入力フォームを用意し、その上で利用者が自己の判断に基づき、その入力フォームに用意された項目に一定の事項を入力して登記申請書を作成するという作成支援行為や、その際に一般的な法解釈を踏まえたQ&Aを用意すること自体は司法書士法違反には該当しないとしている。

他方で、個別具体的な事案に応じて入力内容についての相談を受け、入力内容を具体的に教示する行為は、司法書士法第3条第1項第5号の事務に該当するおそれがあるとした上で、商業登記の申請書に添付すべき書面は株式会社の機関設計等に応じて異なるのが一般的であり、個別具体的な事案に応じて必要となる添付書面やその内容について相談を受けることは司法書士法に違反するおそれがある旨を明らかにしている。

その上で、結論として、本件の「事業は、株式会社の本店移転の登記」という特定の登記「に必要となる登記申請書、印鑑届書等を利用者が登記所に提出するためだけに作成する場合に限定されていること」を前提として確認した上で、さらに、「個別の事案において利用者からの依頼に基づき個別具体的なアドバイスをするようなものでない限りにおいて」との条件を付して、司法書士法との関係で実施可能であるとしたものである。

平成31年4月11日（木）  
伊藤 孝江議員（公明）

参・法務委員会  
対法務当局（民事局）

2問 事業者は、照会書において「本店移転登記に必要な書類の生成に関し」という表現を用いているが、「作成」と「生成」の違いは何か、法務当局に問う。

（答）

本件確認の求めに添付された事業者の照会書の中において用いられている「本店移転登記に必要な書類の『生成』」という表現は、事業者側の判断で用いられたものであるため、その趣旨は必ずしも明らかではない部分があるが、利用者が入力した情報を基に自動的に入力された申請書の様式が生成されるとされている（照会書5頁）ことから、法務省としては、「必要な書類が自動的に作成される」という意味であると認識し、回答をしたところである。

したがって、ここでの「生成」も「作成」の一つの形態であると考えている。

更問 「生成」が「作成」に該当するのであれば、本件事案は、司法書士法第3条第1項第2号に違反するのではないかと問われた場合

(答)

「生成」が「作成」の一つの形態であるとしても、そのことから直ちに司法書士法第3条第1項第2号に規定する法務局に提出する書類の「作成」の事務に該当することになるものではない。

本件事業が、仮に、事業者の表現するとおり、利用者自身が自己的判断に基づき入力等を全て行うものであるとした場合には、登記申請書の作成主体は、飽くまでも申請者本人と考えられ、司法書士法第3条第1項第2号に規定する法務局に提出する書類の「作成」を事業者が行ったとまではいえないものと考えられる。

もっとも、そうであっても、事業者の行為が司法書士法第3条第1項第5号に規定する「相談」と評価されるものであった場合には、司法書士法違反を構成するものと考えており、本件回答においても、その旨を明確にしているところである(注)。

(注) 関係部分は以下のとおりである。

「他方、個別具体的な事案に応じて、利用者からの依頼に基づき、その入力内容についての相談を受け、及び入力内容を具体的に教示する行為は、一般的に、利用者の依頼の趣旨に沿って適正な書類を作成すること等のために必要な相談(利用者の依頼内容を法律的に整序するための相談)に該当し、法第3条第1項第5号に規定する事務を業として取り扱ったと評価をされるおそれがあるものと考えられる。」

(参考) 照会書中の表現の抜粋

- 「当社の新しい事業として、本店移転登記に必要な書類の生成に関し、顧客をサポートするサービスの開発を行うことを検討している。」
- 「利用者は、甲（引用者注：事業者）の制作したWebサイトを通じ、本店移転登記に必要な書類を簡単に生成することができる。利用者は、生成した書類を印刷し、所轄の法務局に提出する。」
- 「サービス上で、利用者に本店移転登記手続に必要な書類を洗い出すための質問に対し、利用者の判断で回答させ、一義的な結果を表示し、利用者が入力した情報を自動的に本店移転登記の書類として生成すること」

(参考)

- 司法書士法（昭和25年法律第197号）

(業務)

第三条 司法書士は、この法律の定めるところにより、他人の依頼を受けて、次に掲げる事務を行うことを業とする。

一 (略)

二 法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第四号において同じ。）を作成すること。ただし、同号に掲げる事務を除く。

三・四 (略)

五 前各号の事務について相談に応ずること。

六～八 (略)

2～8 (略)

平成31年4月11日（木）  
伊藤 孝江議員（公明）

参・法務委員会  
対法務当局（民事局）

3問 事業者のホームページには、「登記完了までサポート」や「書類の不備で登記申請が受理されなかつた場合、全額返金する」旨が記載されているが、まさに登記申請書類の作成に責任を持つ立場で関与するという趣旨ではないのか、法務当局に問う。

（答）

- 1 当該事業者のホームページにおいて、①法人登記申請について、「作成した書類で登記完了まで行えるようにサポートします。詳細は後日公開します。」との記載があることや、他方で、②「当サービスは、当サービスを利用して生成された書類について、・・・登記完了される保証を行うものではありません。」としつつ、「申請が却下された場合、もしくは・・・申請の取下げを行った場合には、全額を返金いたします。」といった記載があることは承知している。
- 2 当該事業者が今後予定している事業の具体的な態様は現状では明らかではないため、このようなホームページ上の宣伝内容の意味が委員御指摘のようなものであるかを即断して申し上げることは差し控えたい。
- 3 法務省としては、サービス内容や宣伝広告の内容（注）を含めた事業活動の実態を注視し、司法書士法等に抵触することがないかどうかを見極めた上で、違法な行為を認知した場合には、関係機関及び関係団体と協力しつつ、適切に対処してまいりたい。

（注）本事業活動の問題点は、司法書士と同レベルのサービスがウェブ上で安価に提供される旨をうたった宣伝広告を行う点にもあるとの指摘もあることから、事業活動全般を対象として実態を把握する必要があると考えられる（不当景品類及び不当表示防止法第5条第1

号、第2号、不正競争防止法第2条第20号等参照）。

○不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）  
(不当な表示の禁止)

第5条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの

三 (略)

○不正競争防止法（平成5年法律第47号）

(定義)

第2条 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。

一～十九 (略)

二十 商品若しくは役務若しくはその広告若しくは取引に用いる書類若しくは通信にその商品の原産地、品質、内容、製造方法、用途若しくは数量若しくはその役務の質、内容、用途若しくは数量について誤認させるような表示をし、又はその表示をした商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供し、若し

くはその表示をして役務を提供する行為  
二十一，二十二 (略)  
2～11 (略)

平成31年4月11日（木）  
伊藤 孝江議員（公明）

参・法務委員会  
対法務当局（民事局）

4問 事業者のホームページにおいては、「グレーゾーン解消制度により、当社が提供予定のWEBサービスが司法書士法違反でないことが確認されました。」との見出しの下に「法務省から、当該事業は司法書士法第3条第2項第2号の司法書士の独占業務に該当せず、司法書士又は司法書士法人でなくとも事業を行うことができる旨の回答を受けました。」との記載がされており、これは、当該事業者のサービスが無条件で可能であるかのように読めるが、法務省としての認識について、法務当局に問う。

（答）

1 法務省としては、株式会社の本店移転の登記に必要となる書類を作成する場合に限定した上で、さらに、「個別の事案において利用者からの依頼に基づき個別具体的なアドバイスをするようなものでない限りにおいて」との条件を付して回答しているところであり、本件確認の求めにおいて照会された事業が、いかなる態様においても司法書士法違反には該当しないとしたものではない。

むしろ、事業者が今後予定している事業の具体的な態様によっては、「個別具体的なアドバイス」に該当する余地があるものとして回答を行っているところである。

2 どのような要件を満たした場合に、「個別具体的なアドバイス」に該当することになるのかについては、抽象的にお答えすることは困難であるが、仮に、個別の事業者において実際に実施している事業が、司法書士法第3条第1項所定の事務を司法書士でないものが行ったものと評価される場合には、厳格に対処する必要があるものと認識している。

(対大臣・副大臣・政務官)  
4月11日(木)参・法務委

民事局 作成  
伊藤 孝江 議員(公明)

5問 商業法人登記の真正につき司法書士が果たす役割に対する認識について、法務大臣の所見を問う。

### 〔法令の規定〕

司法書士法第2条は、司法書士の職責を「司法書士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。」と規定している。

また、改正法案においても、国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とする旨の使命規定を設けることとしている。

### 〔所見〕

このような職責及び使命の下で、司法書士は、商業法人登記の申請の場面においても、登記の手続に関与する専門家として、国民の権利を擁護するため、公正かつ誠実にその業務を行っているものと認識しており、その結果、実体のない会社の設立など、不実の登記を防止するという重要な役割を担っていただいているものと認識している。」

(参考) 参照条文

○ 司法書士法 (昭和25年法律第197号)

(職責)

第2条 司法書士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。

○新司法書士法

改正法	現行法
<p><u>(司法書士の使命)</u></p> <p><u>第一条 司法書士は、この法律の定めるところによりその業務とする登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もつて自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とする。</u></p>	<p><u>(目的)</u></p> <p><u>第一条 この法律は、司法書士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、登記、供託及び訴訟等に関する手続の適正かつ円滑な実施に資し、もつて国民の権利の保護に寄与することを目的とする。</u></p>

【責任者：民事局 村松民事第二課長 内線 [REDACTED] 携帯 [REDACTED]】

平成31年4月11日（木）  
伊藤 孝江議員（公明）

参・法務委員会  
対法務当局（民事局）

6問 司法書士会からは回答の再考とともに、当該事業者の事業活動の監視、司法書士法違反に該当する事実の調査の徹底及び違法な行為が確認された場合は司法書士法違反による告発等を含む厳格な対応を求める旨の要望があるが、今後の法務省の対応について、法務当局に問う。

（答）

法務省としては、日本司法書士会連合会等から、委員御指摘のような御意見があることは承知している。こうした御意見も踏まえつつ、本件回答が及ぼす影響に留意し、対応方策の検討を速やかにすすめてまいりたい。

また、サービス内容や宣伝広告の内容（注）を含めた事業活動の実態を注視し、司法書士法等に抵触することがないかどうかを見極めた上で、違法な行為を認知した場合には、関係機関及び関係団体と協力しつつ、厳格かつ適切に対処してまいりたい。

【なお、法務省の回答について誤解を招いているのではないかとの指摘があることは承知している。このような指摘を踏まえ、本件回答が対象を区切り、条件を付したものであることなど、そのポイントをまとめた文書を、本件回答を掲載している法務省ＨＰにアップすることを検討しており、早急に対応してまいりたい。】

（注）本事業活動の問題点は、司法書士と同レベルのサービスがウェブ上で安価に提供される旨をうたった宣伝広告を行う点にもあるとの指摘もあることから、事業活動全般を対象として実態を把握する必要があると考えられる。